福山市ブランド審査委員会規約

　（名称）

第１条　本委員会は，福山市ブランド審査委員会（以下「審査委員会」という。）と称する。

　（目的）

第２条　審査委員会は，福山市都市ブランド戦略推進協議会（以下「協議会」という。）規約第２条第２項に基づき，福山の地域資源から生み出された産品や取組等の中から特に優れたものを「福山ブランド」として認定するための審査を行うことを目的として設置する。

　（所掌事務）

第３条　審査委員会は，前条の目的を達成するため，別に定める「福山ブランド認定・登録実施要領」に基づき，福山ブランドの認定に関し，必要な事項の審査を行い，その結果を協議会に報告する。

　（組織）

第４条　審査委員会の委員は，１０人以内で組織する。

２　委員は，次に掲げる者の中から協議会会長が委嘱する。

　（１）識見を有する者

　（２）その他協議会会長が適当と認めるもの

　（任期）

第５条　委員の任期は１年とする。ただし，再任することができる。

　（委員長）

第６条　審査委員会に委員長を置く。

２　委員長は，委員の互選により選出する。

３　委員長は，会務を総理し，審査委員会を代表する。

　（会議）

第７条　審査委員会の会議は，協議会会長が招集し，開催する。

２　審査委員会の会議の開催方法は、委員長がその都度定める。

３　審査委員会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

４　委員長は，協議会会長の承認を得て，必要に応じ審査委員会の会議へ有識者等を出席させ，その意見を聞くことができる。

５　審査委員会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

　（報告）

第８条　第３条に規定する報告は，委員長又は委員長が指名する者が協議会へ出席して行うものとする。

　（庶務）

第９条　審査委員会の庶務は，福山市市長公室情報発信課において処理をする。

　（雑則）

第１０条　この規約に定めるもののほか，審査委員会の運営に関し必要な事項は，協議会会長が別に定める。

　　　附　則

　この規約は，２０１４年（平成２６年）１０月２７日から施行する。

　この規約は，２０１６年（平成２８年）４月１３日から施行する。

　この規約は，２０１７年（平成２９年）４月１３日から施行する。